

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月3日

中止

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 東京都   |
| 3. 市区町村名                 | 北区  |
| 4. 届出番号                  | 21  |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 108-4   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="https://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html">https://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html</a> |

執行機関名 北区長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1) 法定事務   | (2) 独自利用事務   |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱(平成三十一年一月十六日三十北福障第四千四百四十三号)による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 84   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 108  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の第十一の項<br>東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱(平成三十一年一月十六日三十北福障第四千四百四十三号)による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条   | 東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱(平成31年1月16日30北福障第4443号)第1条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この要綱は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業等実施要綱(平成十九年三月三十日付十八福保障第千七百五十一号制定)に基づく緊急通報システム等に係る事業を実施することにより、重度身体障害者及び難病患者(以下「重度身体障害者等」という。)の生活の安全を確保し、もって在宅身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。      |

⑦独自利用事務の関連規範

東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱